

イタリアの信用協同組合銀行(BCC)

組合員制度の変更と現在の状況

〔要 旨〕

- 1 19世紀末のイタリアの農村部では高利貸しがはびこっていたが、小規模な農業者たちが自助の精神を喚起することによって自身の地位を向上させようとする取組みとして、1883年に初の農村金庫が設立された。
- 2 1937年に特別法として農村・手工業統一法典が制定された。これにより信用を供与する対象が職人にも拡大され、名称も農村・手工業金庫に変更された。同法のもとでは、組合員数の80%は農民あるいは職人、または両方を兼ねる者で、金庫の所在する自治体に居住、あるいは自己の主要な経済活動を遂行する者でなければならなかった。また、非組合員への融資は25%を超えてはならないと定められていた。
- 3 1989年にEC閣僚理事会で採択された第二次銀行指令に沿って、銀行に課せられていた業務や出店の制限を撤廃するため、93年に銀行法が改正された。改正銀行法では、業務エリアに居住したり働いたり継続的な活動を行ったりしている人であれば、職業に関係なく組合員になることが可能になり、農村・手工業金庫は信用協同組合銀行(BCC)となった。BCCは、「主に」組合員に対して信用供与を行うと定められているが、これは、融資の50%超を組合員向けに行うことをさす。現在439のBCCは、すべてこの基準を満たしている。
- 4 ヒアリングによれば、組合員制度の変更に対して従来の組合員から特に不満はなく、地域住民からも歓迎されたという。それには、地域に密着した銀行という性格をつとめて維持したことが功を奏しているようである。むしろ、BCCサイドでは、商業銀行が農村に進出してきて顧客を奪われることを懸念していたが、結果的にBCCは国内銀行最多の店舗ネットワークを生かして組合員数を大幅に増やしている。BCCでは、99年に策定した価値憲章においても、地域発展への貢献、協同組合原則と自らの社会的責任を明示しており、地域のための金融機関という姿勢をはっきりと打ち出している。
- 5 しかし、地域密着路線で成長を続けているBCCにも、いくつかの課題がある。それは、主な収入は預貸金利ざやによるものであり手数料収入等に収益の多角化が進んでいないこと、他の銀行に比べて業務コストが高いうえに増加度合いが大きいこと、立地基盤が国内の北部に偏っていること等である。

目次

はじめに

1 歴史的展開

2 BCCのシステム

(1) 単協

(2) 連合会

(3) イックレア・グループ

(4) コンフコーペラティブ

(5) トレント県とボルツァーノ県

3 組合員制度の変更

(1) 背景

(2) 農村・手工業統一法典による規定

(3) 新しい銀行法

(4) 民法の改正と税制優遇措置

(5) 組合員制度変更の影響

4 BCCの現状

(1) データ

(2) 地域分布

(3) 単協の事例

(4) BCCの社会貢献への取り組み

おわりに

はじめに

ヨーロッパの協同組合銀行の動向については本誌でもたびたび紹介しているが、イタリアにも信用協同組合銀行（Banche di Credito Cooperativo，以下「BCC」という）という協同組合銀行がある。BCCは、1993年の銀行法の改正により、農業者と手工業者のための銀行から地域住民全体の銀行となり、名称も変更された。^(注1)本稿では、BCCのシステムや現況を紹介しつつ、組合員制度の変更がどのように行われ、どのような影響をもたらしたかをとりあげてみたい。

(注1) 後述するようにもとの名称を利用している地域も存在する。

1 歴史的展開

イタリアで最初の農村金庫は、ウォレンボルグによって、1883年にパドヴァに近い

彼の故郷ロレッジャに設立された。^(注2)ウォレンボルグは、貧農のための貸付組合の創始者である、ドイツのライフアイゼンの思想に大きな影響を受けていた。当時のイタリアではドイツと同様、農村では高利貸しがはびこっており、小規模農業者たちが農業のために投資しようにも資金を手にすることは非常に困難だった。これに対して農村金庫は、「貧しい農民に対し、慈善に頼らず自助の精神を喚起することによって、彼ら自身の地位を向上させようとするもの」であった。^(注3)その後、ヴェネトやフリウリといった北部を中心に農村金庫の設立が広がり、1887年には34の金庫が存在した。

ウォレンボルグが最初の農村金庫を設立した時、イタリア国内には既に250の庶民銀行が存在していた。庶民銀行は、ドイツのシュルツェに影響を受けたルツァッティが、1864年に初めて設立したもので、組合員の1人1票制で意思決定を行う協同組合銀行である。両者の主な違いは、庶民銀

行は主に都市において、より大きな地域を基盤として設立され、組合の資本形成のために組合員は多額の出資を行うことが求められた。一方、農村金庫は、組合員相互が顔見知りであるような小さな地域の中で組成され、組合員は出資しないが、無限責任を負った。

ウォレンボルグが農村金庫を設立するにあたっては、地域の聖職者の支援を得ることもあったが、思想的には「中立」であった。しかし、1890年に聖職者チエルッティにより初めてカトリック系の農村金庫が設立されると、農村金庫はカトリックの運動と結びついて急速に発展した。組合員相互の結びつきを強化するため、そして無限責任に対する追加的な保証として、組合員になるには、カトリックコミュニティのメンバーの農民であることが条件となるようになった。1915年には2,594の農村金庫が存在したが、およそ8割はカトリック系であった。

1920年代初頭に農村金庫の数は3,000を超えたが、その後、ファシスト政権によって農村金庫の発展は阻害され、数も大幅に減少した。同時に、カトリックの影響力も薄められた。^(注4)

1930年代の世界的な不況のなかで、金融の安定性を確保するため36年には銀行法が制定された。農村金庫については、翌37年に特別法として農村・手工業統一法典(Testo Unico delle Casse Rurali ed Artigiane)が制定された。同法により、信用を供与する対象は農業者だけでなく職人

にまで拡大され、名称も農村・手工業金庫^(注5)(Casse Rurali ed Artigiane)となった。

フランスやドイツとは異なり、イタリアでは連合会組織がなかなか発展しなかった。^(注6)農村金庫は地域ごとの特性を重視する傾向が強く、連合会ができても局地的なものにとどまった。現在の全国連合会フェデルカッセは1905年に設立され、その後いったん解散し、1950年に再び設立された。

なお、ドイツのライフアイゼン信用協同組合では、創設の数年後から銀行業務のほかに商品購買を兼営するようになり、現在でも信用協同組合の一部は購買販売事業を兼営している。^(注7)一方イタリアにおいては、農業者は販売や購買に関しては、別途専門の農業協同組合に加盟するのが一般的であり、現在兼営で事業を行っている組合はない。

(注2) この項では、Leonardi (2006) を参考にした。

(注3) 家の光ネット 協同組人物略伝
http://www.ienohikari.net/data/kjinryaku/kjinryaku_kokugai_2.htm

(注4) Galassi (2001, 7頁)

(注5) 名称については様々な訳し方があるようだが、Ruraliは村落よりはもう少し広域の農業エリア、Artigianeは手工業生産という意味をもつと教えられたため、ここではこのように訳した。

(注6) Galassi (2001, 6頁)

(注7) 斉藤(2006)によると、兼営組合の割合は年々低下しており、04年には19%であった。

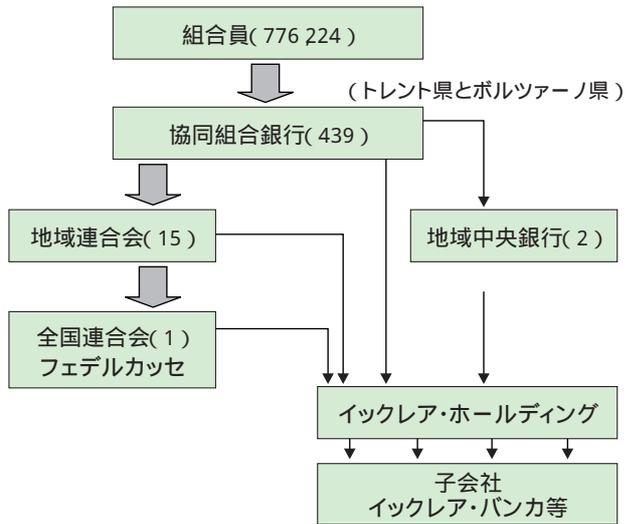
2 BCCのシステム

(1) 単協

2005年末時点で、イタリア国内には439のBCCが存在している(第1図)。

BCCの組合員数は、全国で77万6,224人

第1図 イタリア信用協同組合銀行のシステム



資料 筆者作成

で、1組合平均の組合員数は1,768人である。日本の農協の1組合平均の正組合員数が5,537人(04事業年度末)であることを考えると、かなり規模が小さい。こうした規模の小ささを補うため、BCCは全国的なネットワークを作って、政治的、経済的な力を発揮している。

(2) 連合会

BCCの政治的機能を発揮するのが連合会であり、単協の代表、調整、振興、技術的な支援、監査を行っている。地域レベルの連合会は15存在するが、このうちの9つは州レベルで、4つは州をまたがって、2つは県レベルで組織化されている。

これらの地域レベルの連合会はすべて、フェデルカッセと呼ばれる全国連合会に加盟している。フェデルカッセは、BCC全体の戦略、政策ガイドラインの決定、イタリア銀行との調整、システム開発の計画と調

整、単協に対する監査、労働組合との交渉、従業員の年金基金の管理・運営、預金保険制度の運営、業界団体活動、対外関係、コミュニケーション、法律・税務にかかる技術的な支援、調査・統計、単協のデータベースの管理(イタリア銀行に各BCCが提出する以上に詳しいデータの作成)等の業務を行っている。

(3) イックレア・グループ

経済的な面で単協を補完するのはイックレア・ホールディングで、各BCC、フェデルカッセ、地域レベルの連合会、トレント県とボルツァーノ県の中央銀行の出資により設立された。イックレア・ホールディングが出資する子会社には、BCCの中央銀行であるイックレア・バンカのほか、リース会社、投資信託会社、保険会社等がある。イックレア・バンカは、BCCの流動性の管理、決済サービス、証券仲介サービスを提供する。また、保険子会社やリース子会社の商品はBCCを通じて、顧客に提供される。

(4) コンフコーラティブ

イタリアでは、生協、農協等さまざまなタイプの協同組合のほとんどは、以下の4つの全国連合組織に加盟している。全国協同組合共済連盟(通称レガコープ)、イタリア協同組合同盟(通称コンフコーラティブ)、イタリア協同組合総連合会(AGCI)、イタリア協同組合全国連合(Unci)。BCCの全国連合会であるフェデルカッセが加盟するコンフコーラティブ

は、1919年にカトリック教徒が、共産党系のレガコープから独立して組織化されたものである。

また、すべての協同組合は、92年59号法により、年間利益の3%を上記の全国連合組織が運営する相互扶助基金に拠出することが求められている。^(注8)この基金は、協同組合運動の振興のため、新たな協同組合設立や、既存の協同組合のさらなる発展のための融資等に利用される。各BCCは、コンフコーパティブが運営する相互扶助基金(Fondo Sviluppo)に、拠出を行っている。

(注8) いずれの全国連合組織にも加盟していない協同組合は、労働省の運営するファンドに拠出を行う。

(5) トレント県とボルツァーノ県

ここで、BCCの全国的なシステムの例外である、トレンティーノ＝アルト・アディジェ自治州について簡単に触れておきたい。同州は、イタリアの北端に位置し、かつては隣接するオーストリアに帰属していたことから、現在もドイツ語を母語とする人口が一定数存在している。同州は自治州の一つで、トレント自治県(人口50.4万人)とボルツァーノ自治県(同48.5万人)から成る。

歴史的、文化的、政治的な背景から、両県は様々な面で大きな自治権を持っており、BCCのシステムも他の地域とは異なる。例えば94年以降もトレント県では農村金庫(Cassa Rurale)、ボルツァーノ県ではライフアイゼン金庫(Cassa Raiffeisen)という伝統的な名称を引き続き利用している。ま

た、両県には独自の中央銀行があり、前述のイックレア・バンカにかわり、県内の単協の流動性の管理や決済サービスの提供等を行っている。さらに相互扶助基金についても、両県では県内で独自の基金が設けられ、農村金庫、ライフアイゼン金庫を含む県内の協同組合はそちらに拠出している。

3 組合員制度の変更

以上、信用協同組合銀行(BCC)の成り立ちと概要をみてきたが、以下では93年の銀行法改正による組合員制度の変更をとりあげたい。

(1) 背景

フェデルカッセに対するヒアリングでは、組合員制度変更の直接的な背景として、1989年にEC閣僚理事会で採択された第二次銀行指令が挙げられた。

90年代初頭まで、イタリアでは、銀行の業務や店舗の出店に対する規制が非常に厳しかった。ユニバーサルバンクは存在せず、銀行は短期金融と中長期金融を行うものに分離され、独自の法的ステータスに分類されていた。また、銀行の総資産の70%は、事実上公的なコントロールを受ける銀行によって占められていた。^(注9)

しかし第二次銀行指令は、EC域内の銀行の最低資本金は500万ECUとすること、EC単一銀行免許制の導入、域内の銀行はユニバーサル・バンキングが可能、を主な内容としており、^(注10)これに沿って、各国

で国内の銀行法を改正する必要が生じたのである。

イタリアでは、90年のアマート法により公的な銀行の株式会社化が可能になった。続いて93年には銀行法が改正され、94年から施行された。これにより銀行の民営化が推進され、銀行に課せられていた業務や地域の制限が撤廃されたのである。

(注9) Vinceroほか(2006, 3頁)

(注10) 相沢(1990, 17頁)

(2) 農村・手工業統一法典による規定

1937年の農村・手工業統一法典のもとでは、農村・手工業金庫の主要な目的は、零細な農家および職人に信用を供与することであった。^(注11) 組合員数は100人超で、その80%は農民あるいは職人、または両方を兼ねる者で、金庫の所在する自治体に居住、あるいは自己の主要な経済活動を遂行する者でなければならない。また、非組合員への融資は25%を超えてはならないと定められていた。

金庫は、無限責任あるいは有限責任の形態で設立することが可能であったが、有限責任を選択する場合は、株式会社形態で設立し、出資の名目価格の10倍までの責任を負う。^(注12)

利益の半分以上は正規準備金の増額にあてなければならず、その残りを組合員の間で分配したり、慈善目的のために積み立てたり、特別準備金にあてることができる。定款およびその変更はイタリア銀行の承認を必要とする。

(注11) この項は、相沢、平川(1996)を参考にした。

(注12) Zedda(2005, 6頁)

(3) 新しい銀行法

1993年に改正された銀行法では、すべての銀行は株式会社か協同組合のいずれかに分類されることとなった。協同組合銀行については、第5章で庶民銀行と信用協同組合銀行に分けて規定されている。信用協同組合銀行に関しては、33条~37条で、一般規定、組合員、オペレーション、合併、利益についての定められている。

これによると、BCCは有限責任の協同組合であり、組合員数は200人を下回ってはならない。組合員になるためには、BCCの業務エリアに居住したり働いたり継続的な活動を行ったりしていることが必要である。各組合員は1口以上の出資をもつことができるが、その名目価格は5万ユーロを上回ってはいけない。出資数にかかわらず、総会での投票権は1人1票である。

新しい銀行法のもとでは、銀行はユニバーサルバンクとして業務を行うことが可能になった。出店に関する規制も撤廃されたが、BCCについては地域性が重視され、特定のエリア内で営業することが求められている。ただし、管内に隣接する地域に出店することは可能である。

BCCは、「主に」組合員に対して信用供与を行うと定められている。これは、融資の50%超を組合員向けに行うということで、具体的には、

組合員向けのリスクアセット+リスクウェイト0%のリスクアセット
リスクアセット合計

が50%を上回らなければならない。^(注13)

また、BCCは年間の純利益の70%以上を法定準備金に積み立てることが求められている。庶民銀行に関しては、組合員に対する信用供与についての規定がなく、法定準備金への積み立ては年間純利益の最低10%とされている。

(注13) 現在はパーゼル ベースで計算。

(4) 民法の改正と税制優遇措置

イタリアでは、共和国憲法第45条において「共和国は、相互扶助目的を有し、私的投機の目的を持たない協同組合の社会的役割を認める」とともに、法が「より適切な手段によってその増加を促進し、援助し、適当な監督によってその性格と目的を保証」^(注14)している。協同組合については、民法、商法、労働法を包含するイタリア民法典で規定されている。民法及びバゼービ法、92年59号法に規定されている要件を満たした協同組合には、税制上の優遇が与えられて^(注15)いる。

しかし、03年の民法の大改正(04年施行)で、協同組合は組合員間の相互扶助を事業の主体とするかどうかの選択を行い、定款に明示することが求められ、税制優遇を受けられるのは、相互扶助を主体とする組合^(注16)のみとなった。この背景には、ベルルスコーニ政権は経済活動を行うのは資本に基づく企業であるとの信念に基づいて、協同組合は小規模の相互扶助組織であるべき^(注17)という考え方があった。

2513条で相互扶助を主体とする組合の基

準は、「組合員に対する商品の販売・サービスの供給による利益が全利益の50%を上回ること」とされており、「労働者協同組合の場合には組合員の供給する労働コストが50%を上回るといこと」^(注18)になる。BCCの場合は、民法の改正に先立ち93年の銀行法で組合員向けの融資が50%を上回ることが定められているのは先にみたとおりである。BCCを含め、協同組合は、決算等の書類でこの基準を満たしていることを明示することが求められている。

また、2514条では相互扶助を主とする協同組合の条件として、配当制限、協同組合の事業中及び解散時における積立金分配の禁止を定款で定めなければいけないとしている。

フェデルカッセによれば、すべてのBCCは、定められた基準を満たし、相互扶助の協同組合として認定されているという。

(注14) 菅野(1996, 196頁)

(注15) Higher Council for Co-operation(2000)によると、配当に関する制限や資産の不可分割性という制約があるために、協同組合は直接税に関しても、間接税に関しても特別な規定が適用される。

(注16) 栗本(2003, 28頁)

(注17) イエンゴ(2004)によれば、相互扶助を主体としない協同組合も以下の租税上の利益を受けられる。協同組合が選択して、法定積立金(剰余の30%)に繰り入れた剰余は非課税、組合員が組合資本への出資を増加させることに向ける償還部分についての租税優遇措置、組合債への利子に関する租税制度の維持。

(注18) 吉田(2004, 41頁)

(5) 組合員制度変更の影響

上述のとおり、93年の銀行法の改正により、BCCの組合員制度は大きく変更された

のだが、その影響について06年10月にフェデルカッセでヒアリングを行った。

それによると、もともとの組合員であった農業者、手工業者は、組合員を地域住民全体に拡大することについて特に反対しなかったという。イタリアにおいても、農業者の数が年々減少し、総人口に占める農林水産業就業人口の割合は、1970年の7.2%から80年には5.1%、90年には3.4%へと低下していた^(注19)。組合員のなかには、農業者と手工業者だけの銀行であるよりも、地域全体の銀行になる方がよいという考え方もあったようである。

法改正以前から一定の限度内では非組合員との取引も可能であったため、新しく組合員になった人への貸出の審査に支障をきたすことはなかったという。現在、理事に選出される人の職業はそれぞれの地域によって異なり、農村部ではやはり農業者が多いが、工業地域では中小事業主が選出されることも多い。こうした状況からは、ある程度非組合員との取引実績があったところへ、地域住民なら誰もが組合員になれるように法改正されたとみることもできよう。

またフェデルカッセでは、制度変更の前後で、従来の組合員の金融サービスへのアクセスに変化が生じたわけではないため、不満が生じなかったと見ている。組合員とBCCの間の距離が遠くなることはなかったのかという質問に対しては、むしろ合併の影響の方を重視しているように見受けられた。BCCの数は、合併により90年の715から05年には439に減少しているが、ここ数

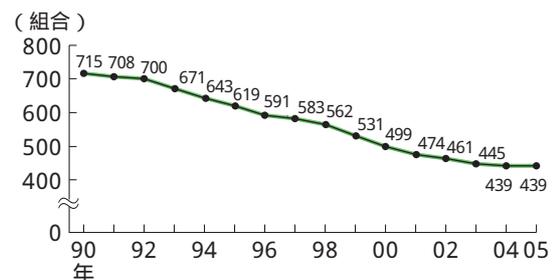
年は減少幅が縮小し04年から05年では変化していない(第2図)。これは、地域に根ざした銀行という性格を維持するため、BCC間の合併を進めることをやめたからとのことである。

一方、BCCサイドでは、銀行法の改正で出店規制が撤廃されるため、大手の商業銀行が農村部に出店し、利用者が奪われることを懸念していたという。しかし、結果的にその懸念は杞憂に終わり、BCCの店舗シェアは年々高まり、組合員数も増大している。店舗数は、90年の1,792店から05年には3,617店へと倍増し、シェアは10.1%から11.2%へ上昇した。また、組合員数は、99年の55万5,247人から05年には77万6,244人へと22万人も増加した。

店舗の増加は、もともとBCCが存在していなかった都市部で主に増えているが、農村部でも削減はせず、組合員や顧客と触れ合うための窓口は残したまま、バックオフィス業務やIT投資を地域や全国レベルで統一して合理化するという戦略をとっているという。

前述のとおり、非組合員との取引に関し

第2図 BCC(単協)の数の推移



資料 Messori(2001)、イタリア銀行アニュアルレポートから作成

ては貸出金の50%以下という規定はあるものの、組合員にならなくても預金や貸出の利用は可能である。個別のBCCによっては、組合員に対して預金金利の上乗せなどの特典を設けるケースもあるが、通常、組合員は組合の意思決定に参加できる以外の違いはない。そのような状況において、数年の間に組合員数がこれほど増大していることは非常に興味深い。フェデルカッセでは、組合員資格の変更は地域住民からも歓迎されたとしているが、このような組合員数の増加がそれを裏付けているとみられる。

他方、銀行法の改正後、想定していなかった課題も生じたようである。BCCの場合は、他の銀行と異なり営業エリアの限定はあるが、隣接する市町村には出店できるため、店舗の重複が生じるようになった。つまり、一部の地域ではBCC同士で競争が生じるようになってきている。

また、もともとはトレント県内の単協のための中央銀行を、隣接する県の単協が、イックレア・バンカにかわって利用するケースがでてきている。

フェデルカッセとしては、自由な競争は法律上認められていることなので、特にこれに対応することはしていない。しかし内部で競合することは避けたいので、なるべく各地域の連合組織で調整するようにしているとのことである。

(注19) 農林水産省「海外農業情報 イタリアの農業概要」

http://www.maff.go.jp/kaigai/gaikyo/z_07italy.htm

4 BCCの現状

(1) データ

ここで05年12月末時点のデータによって、BCCの現状をまとめておきたい。単協の数は439組合、支店数は国内銀行最多の3,617店を持ち、銀行全体の約11.2%を占める。組合員数は77万6,244人と前年から6.4%増加した。借入者の数は146万3,584人、職員数は2万6,850人である。貯金残高は1,027億ユーロ(シェア8.4%)、貸出金残高848億ユーロ(シェア6.6%)、総資産は1,264億ユーロであった。

(2) 地域分布

農村金庫は北部で発祥し、北部中心に発展してきたことから、現在でもBCCの数には地域的な偏りがある。66.9%のBCCが北部、18.1%が中部、15.0%が南部に存在する。

また、3,617の店舗のうち70%以上が人口1万5,000人未満の小さなコムーネ(市町村に相当する自治体)に存在している。そして75%以上の支店が、1人当たりの所得が全国平均よりも高い県に存在している。

BCCの店舗は、イタリアの全コムーネの60%近くに相当する4,000以上のコムーネに存在する。また、531のコムーネでは、BCC以外の銀行が存在しない。^(注20)

上記のデータからみると、歴史的な経緯から、BCCは現在でも小さなコムーネに多いが、経済的には比較的富裕な北部に多い

ことから、利用者の平均所得も全国平均よりは高いとみられる。

(注20) この数値のみ05年9月末。データは2005 Report and Financial Statement of ICCREA Banca SpA, フェデルカッセのプレゼンテーション資料から引用した。

(3) 単協の事例

ここで、BCCの具体的な姿を知るために、筆者が05年9月に訪問したラッギ谷農村金庫(Cassa Rurale della Valle dei Laghi)を紹介したい。この組合は、トレント独立自治県に立地しているため、BCCではなく農村金庫の名称を引き続き用いている。

ラッギ谷農村金庫は、1999年5月に5つの単協が合併して誕生した。合併前の4つの金庫のうち、最古のものは1896年に設立された。

同金庫の本店は、トレント県中心部のトレント市から車で30分ぐらいのパデルニョーネという山間のコムーネにある。パデルニョーネは、管内の7つのコムーネのなかで最も小さく、住民数は約400人である。同金庫は、7つのコムーネのいわゆる指定金融機関である。管内の人口は合計約9,000人であるが、顧客数は約1万2,000人である。これは、隣接するトレント市にも支店をもち、その顧客がいるためである。

組合員は、04年末には3,390人であったが、約85%の組合員はトレント市に通勤している人である。その他、ガルダ湖周辺の観光に従事している人、専業の農業者、建設産業従事者、職人等が主な組合員である。専業農業者以外に、兼業で農業を行って

る人も多い。祖父の代から組合員という家も多く、一家に1人は組合員がいる計算である。

金庫の金融サービスを利用するうえで、組合員と非組合員の間で特に差はない。同金庫の場合には、組合員だけが利用できる預金口座を設けているが、特に金利の上乗せ等の優遇をしているわけではない。

現在の組合長は、30歳代半ばで、親から継いでワインやグラッパを製造している。合併の際に合併前の組合長は全員退き、若い人に任せようと現在の組合長が推薦され、選出された。組合長の話では、1人1票制によって意思決定を行う協同組合は、非常に民主的な経済組織であり、そこに参加する意義を見出しているという。

職員は54人で、本店のほかに13の支店がある。13支店のうち4支店では、週5営業日のうち3日だけ窓口を開いている。うち1支店では1日2時間、もう1つの支店では1日1時間10分だけ窓口の営業を行っている。

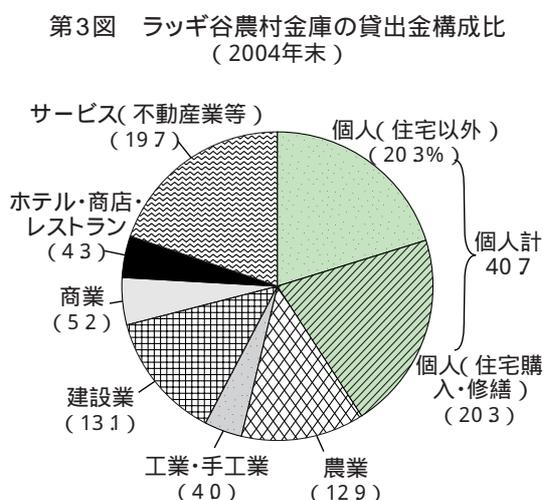
営業時間は短くとも細やかに支店を配置していることも奏功して、同金庫は管内で非常に高いシェアを獲得しているという。トレント県内の50農村金庫の04年末の平均シェアは、貯金で68.9%、貸出金で61.6%であるが、ラッギ谷農村金庫は、管内で8~9割の預金、貸出金シェアをもつ。

04年末の貯金残高は2億ユーロ(約314億円、1ユーロ157円で計算)、貸出金は1億8,500万ユーロ(約290億円)である。貸出金の内訳は、約4割が個人向け、次いで不

動産等へのサービス向け（19.7%）、農業向け（12.9%）が多い（第3図）。同金庫によれば、貸出相手のことをよく知っているため、貸倒の割合は非常に低い。そもそも審査で貸出が不可能となるケースは年に5件程度しかないという。また、組合員向けの貸出比率は、前述の公式にあてはめて算出すると61.77%であり、50%という基準を満たしている。この比率は、アニュアルレポートにも明示されている。

同金庫では、地域の発展に資すると思われる貸出に対しては金利をゼロにしたり、若者の創業支援活動などの独自の地域貢献活動を行っている。また、前述のとおりトレント県では県独自の相互扶助基金が設けられているが、同金庫は、04年には当期利益166万ユーロ（約2.6億円）の3%に相当する4万9,938ユーロ（784万円）を拠出した。

ラッグ谷農村金庫のあるトレント県は、経済的に豊かで失業等の問題がほとんどなく、銀行業以外でも協同組合の力が強い



資料 Cassa Rurale della Valle dei Laghi "Bilancio anno 2004"

め、同金庫は平均的なBCCよりも恵まれた環境にあると考えられる。しかし、支店を週に3日1時間ずつ営業するなど、地域金融機関として細やかなサービスに努めている様子がうかがわれる。

(4) BCCの社会貢献への取組み

BCCは、そもそも貧しい農民を高利貸しから守るために設立されたが、そうした精神は現在でも保持されているという。99年に策定した新しい価値憲章においても、地域発展への貢献を明示し、協同組合原則と自らの社会的責任を明確化させている。

さらに01年からは、通常の会計報告書では把握できない、定款の課題と目標の達成度合い（組合員の活動への参加状況、従業員教育、地域活動の支援等）を報告するソーシャル・バランスを、各BCCで作成するための取組みを開始した。フェデルカッセでは、各BCCにソーシャル・バランスを作成するための手引きとなるCD-ROMを送付し、あわせてBCCの6,000人の理事たちに特別な研修を行った。その結果04年夏の時点で、444のBCCのうち39%がソーシャル・バランスを公表していた。この比率は、商業銀行（400行）では5%しか公表していなかったのに比べるとかなり高い。^(注21)

(注21) S.Gattiの04年9月開催のICAヨーロッパでの“Corporate Social Responsibility and Co-operative Banks”と題するプレゼンテーション資料より引用。

おわりに

以上みてきたとおり、93年の銀行法改正により農業者と手工業者のための銀行は、地域金融機関へと生まれ変わった。法改正の直接的なきっかけは、ECの銀行指令への適応であったが、従来から農村金庫は農村部を中心に地域経済において重要な役割を果たしていたとみられ、スムーズに地域金融機関化を進めることができたと考えられる。その結果、BCCの組合員数は増大し、預金や貸出金のシェアも拡大する傾向にある。

しかしフェデルカッセによると、BCCにはいくつかの課題があるという。それは、主な収入は預貸金利ざやによるものであり手数料収入等に収益の多角化が進んでいないこと、他の銀行に比べて業務コストが高いうえに増加度合いが大きいこと、立地基盤が国内の北部に偏っていること等である。こうした課題をどのように克服していくのかも含めて、今後さらにBCCの調査を進めていきたい。

<参考文献>

- ・相沢幸悦 (1990) 『ヨーロッパバンキング』有斐閣
- ・相沢幸悦, 平川本雄 (1996) 『世界の貯蓄銀行』日本経済評論社
- ・アシュモフ, G.&E.ヘニングセン (2001) 『ドイツの協同組合制度』(関英昭, 野田輝久訳) 日本経済評論社
- ・イエンゴ (2004) 「イタリアの経験:協同組合法改正の諸問題とチャンス」(島村博訳) 『協同の発見』第142号, 5月
- ・栗本昭 (2003) 「ヨーロッパ生協の構造改革と未来開発」栗本昭監修 『ヨーロッパの生協の構造改革』コープ出版

- ・菅野正純 (1996) レーガの「社会的経済戦略」, 富沢・中川・柳沢編著 『労働者協同組合の新地平』日本経済評論社
- ・斉藤由理子 (2006) 「独仏協同組合の組合員制度」 『農林金融』 3月号
- ・重頭ユカリ (2006) 「欧州協同組合銀行におけるCSRの考え方」 『農林金融』 9月号
- ・吉田省三 (2004) 「第二次ベルルスコーニ政権と協同組合規制」 『協同の発見』 第145号, 8月
- ・Cannari, L. & L.F.Signorini (1997) “Community links, co-operative rules, and the economic efficiency of Italy’s local co-operative banks” European Regional Science Association, ERSA conference papers.
- ・Galassi, F. (2001) “Measuring social capital: Culture as an explanation of Italy’s economic dualism” European Review of Economic History 2001, Volume 5 Issue 01
- ・Gatti, S. & M.Reggio (2006), “Banchi di Credito Cooperativo English version”
- ・Higher Council For Co-operation (2001) “Co-operative movements in the European Union”, 農中総研翻訳 (2007) 『EUにおける協同組合の動向』 総研レポート
- ・Leonardi, A. (2006), “Italian credit cooperatives between expansion and retrenchment (1883-1945)”, 2006 XIV International Economic History Congress paper.
- ・Messoci, M. (2001), “The consolidation of the Italian banking system: effects on competitiveness and ownership structure”, International “Tor Vergata” Conference on Banking and Finance paper.
- ・Vincenzo, A. & E.Fiorentino & F.Heid & A.Karmann & M.Koetter (2006) “Productivity Change, Consolidation, and Privatization in Italian and German Banking Markets”, 2006 Conference paper of Center for financial studies.
- ・Zedda, I. (2005) “L’ordinamento giuridico delle banche di credito cooperativo”, Università degli studi di Siena.
- ・Zadra, G. (2005), “Structural change in the Italian banking system: Dynamic development thanks to privatization”, die bank online.

(主任研究員 重頭ユカリ・しげとうゆかり)